

幼児教育の無償化に係る参考資料

平成30年11月21日

内閣府・文部科学省・厚生労働省

これまでの主な経緯

・平成24年 衆議院・参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における附帯決議

衆議院・社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における附帯決議(平成24年6月26日)(抄)

- ・ 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。

参議院・社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における附帯決議(平成24年8月10日)(抄)

- ・ 新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

・平成26年度～ 毎年度、幼児教育の段階的無償化を実施

・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)

・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(とりまとめ)

・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)

・平成30年7月10日 全国市長会 子どもたちのための無償化実現に向けた全国市長会緊急フォーラム

・平成30年8月2日 市町村実務検討チーム発足(第4回以降も継続して実施)

・平成30年10月5日 全国市長会 第1回子ども・子育て検討会議

・平成30年10月15日 国と地方の協議の場

・平成30年10月19日 全国町村会 政務調査会

・平成30年11月14日 全国市長会 社会文教委員会・第2回子ども・子育て検討会議合同会議

・平成30年11月15日 全国町村会 政務調査会行政委員会

市町村実務の円滑な実施に向けて検討している主な事項等

円滑な実施に向け、市町村実務検討チーム（ ）での議論を踏まえ、以下の資料等を作成。

来年10月実施に向けた市町村の準備に関する工程表のたたき台

地方自治体の実務担当者に向けた幼児教育の無償化に関するF A Q

施設ごとの幼児教育の無償化に関する事務フロー図案

幼児教育の無償化に関する概要を住民や事業者の方に分かりやすく説明するための資料

() 市町村実務検討チームの構成メンバー

【市町村】 埼玉県和光市、東京都世田谷区、東京都三鷹市、神奈川県横浜市、三重県津市、滋賀県湖南市、大阪府池田市、兵庫県明石市、香川県高松市、埼玉県嵐山町、新潟県聖籠町、島根県邑南町

【国】 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【オブザーバー】 全国知事会事務局、全国市長会事務局、全国町村会事務局

上記に加え、例えば以下のような市町村のご意見を踏まえた取組を実施している。

(例)

- ・ 2019年度の保育料の算定・通知の時期（現在は毎年9月）について、市町村の実情に応じて弾力的な運用を認める方向で検討中。
- ・ 私学助成を受けている幼稚園での実務や、幼稚園に加えて預かり保育や認可外保育施設等を利用するような場合、幼稚園が事務をとりまとめて実施する方向で検討中。
- ・ 幼児教育の無償化の実施に伴うシステム改修費については、今年度予算を活用することとともに、幼児教育の無償化に伴い導入時に発生する自治体事務費等について平成31年度予算概算要求に計上。

幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むもの。

「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされている。

具体的な手続き等については、現在検討が行われているところ。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料を無償化。

- * 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化(上限月額2.57万円)。
- * 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。
- * 幼稚園(4時間程度)については満3歳(3歳になった日)から、保育所については3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところ。

0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化。

【対象施設・サービス】

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象。

最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進める。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。

認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。

0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

【対象施設・サービス】

認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象。

無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

【対象者・利用料】

就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料を無償化。

* 3歳から5歳が対象（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっている）。

幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象。

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）


3歳～5歳
 (保育の必要性の認定事由に該当する子供)

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いている家庭など

利用 → 幼稚園、保育所、認定こども園、障害児通園施設 ()

無償
 (幼稚園は月2.57万円まで)

利用 → 幼稚園の預かり保育

幼稚園保育料の無償化(月2.57万円まで)に加え、月1.13万円(月3.7万円との差額)まで無償

利用(複数利用) → 認可外保育施設、ベビーシッターなど
 (一般的にいう認可外保育施設、自治体の認証保育施設など)

月3.7万円まで無償

複数利用 → 幼稚園、保育所、認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償
 (幼稚園は月2.57万円まで)


3歳～5歳
 (上記以外)

- ・専業主婦(夫)家庭 など

利用 → 幼稚園、認定こども園、障害児通園施設

無償
 (幼稚園は月2.57万円まで)

複数利用 → 幼稚園、認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償
 (幼稚園は月2.57万円まで)

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。() 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

これまでの地方六団体等からの提言・決議（抄）

第83回全国市長会議決定 提言（平成25年6月5日 全国市長会）

少子化対策に関する提言

5．保育対策について

（3）保育所徴収金基準額について、地域の実態を考慮したうえで、保護者や都市自治体の負担を軽減するよう見直しを行うこと。

義務教育施策等に関する提言

12．幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。

国と地方の協議の場（平成29年12月14日）

「平成30年度予算・地方財政対策等について」平成29年12月14日 地方六団体

地方創生の推進

幼児教育・保育の早期無償化等の検討や幼児教育無償化の段階的推進など教育費の更なる負担軽減の取組を進めるに当たっては、国の責任において、地方負担分も含め安定財源をしっかりと確保すること。

「生産性革命」・「人づくり革命」の実現に向けた財源確保

幼児教育の無償化、子育て安心プランの前倒しによる待機児童解消のための受け皿整備など「人づくり革命」の実施に当たっては、主な担い手である地方と十分協議するとともに、その費用については、国の責任において、基金の創設も含め必要な地方財源をしっかりと確保すること。

国と地方の協議の場（平成30年5月29日）

「骨太の方針の策定等について（地方税財政等）」平成30年5月29日 地方六団体

地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実

昨年閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、人づくり革命として幼児教育無償化や待機児童の解消など、地方が重要な役割を担う施策が含まれていることから、国と地方の役割分担や負担の在り方を整理するに当たっては、主な担い手である地方と十分協議するとともに、国の責任において、必要な地方財源をしっかりと確保すること。

社会保障の基盤づくり

幼児教育・保育の無償化については、国の責任において、必要な地方財源を確保すること。

「新しい経済政策パッケージ」を受けた幼児教育の無償化について、保育の質の確保を前提とした多様な保育形態の公平性の確保を図るとともに、在宅育児世帯との公平性に留意すること。また、待機児童の解消について、「子育て安心プラン」を着実に実施するとともに、幼児教育の無償化により見込まれる保育需要増加への対応や処遇改善等による保育士の安定的確保等の必要な措置を講じること。

これまでの地方六団体等からの提言・決議（抄）

全国市長会創立120周年記念・第88回全国市長会議決定 決議・特別提言（平成30年6月6日）

「5 子ども・子育てに関する決議」（抄）

（2）幼児教育・保育の無償化に必要な財源の確保について

子ども・子育て支援施策を確実に展開できるよう、消費税・地方消費税10%への引き上げを確実に行うこと。それまでの間においても、施策の推進に支障を来すことのないよう、所要の財源を確保すること。

幼児教育・保育の無償化等の具体化に当たっては、消費税・地方消費税引上げにより確保される地方財源を踏まえる必要があることから、地方自治体と十分に協議を行うこと。

子どもたちのための無償化実現に向けた緊急決議（平成30年7月11日）（抄）

1 確実な財源の保障について

（1） 都市自治体に新たな負担が生じないよう、国の責任において必要な財源を確保することとし、消費税・地方消費税10%への引上げを確実に行うこと。

（2） 事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要なあらゆる財政措置を講じること。

（3） これまでの待機児童解消の取組に加え、無償化による保育需要の拡大に対応するため、幅広い保育人材の育成・確保及び施設整備費等に対する財政措置など、あらゆる支援措置を講じること。

平成31年度国の施策及び予算に関する決議・重点提言（社会文教関係）

子ども・子育てに関する決議（平成30年11月15日）（抄）

1．幼児教育・保育の無償化について

（1） 幼児教育・保育の無償化は、昨年秋に国において提唱された施策であること等、これまでの経緯を踏まえ、この新たな施策を行うために必要な財源については、地方消費税の増収分を充てることなく、国の責任において全額を国費で確保すること。事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要な経費に対しても同様の財政措置を講じること。

市町村による保育料の独自軽減の状況

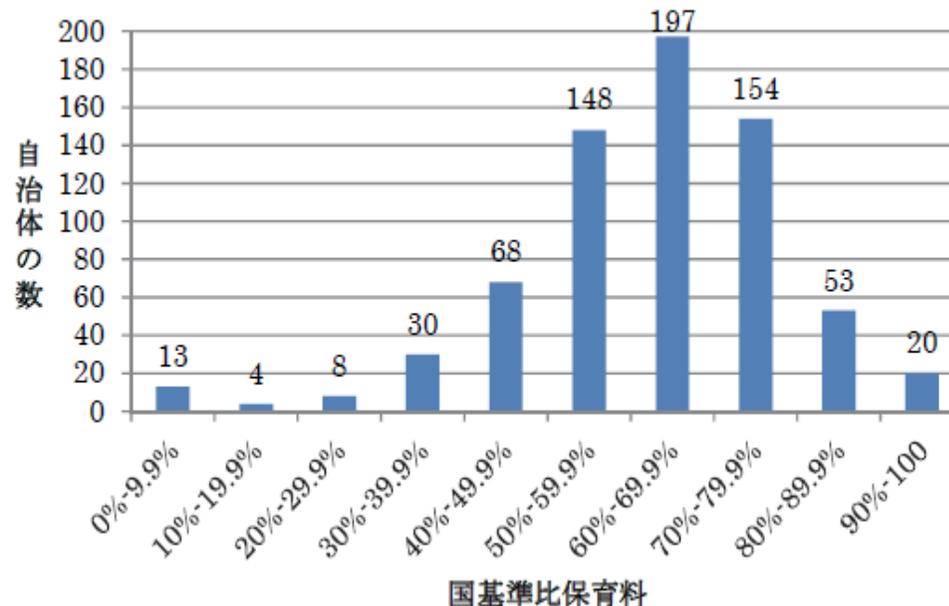
大多数の市町村で、保育所等の利用者の負担軽減を図るため、地方単独事業として、国が定める所得階層別の保育料に対して軽減が行われている。

「保育に係る地方単独事業の実施状況及び各種申請様式に関する調査」（平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）によれば、回答のあった695市町村のうち

- ・ 国基準どおりの保育料としている市町村は10市町村のみ
- ・ 国基準保育料の6割～7割（軽減率3割～4割）に軽減している市町村が最も多く、中央値は国基準の62%（軽減率38%）

となっている。

図表 4-1-3 保育料総額の設定基準（自治体数）



(n=695)

(出典)平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育に係る地方単独事業の実施状況及び各種申請様式(利用者→市町村、事業者→市町村)に関する調査」(平成29年3月一般財団法人統計研究会)

幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費：312億円 (国：104億円、 地方：208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算 公費：189億円 (国：60億円、 地方：129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費：382億円 (国費：126億円、 地方：256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算 公費：69億円 (国費：24億円、 地方：45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費：56億円 (国費：21億円、 地方：35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

(参考)平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合(国1/3、市町村2/3)
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合(市町村10/10)。 地方交付税措置

平成30年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子ども
(1号認定)

保育認定の子ども

(2号認定：満3歳以上)

(3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 (0円)	市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)
市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	10,100円 (3,000円)	所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 (6,000円)	16,300円 (6,000円)	19,500円 (9,000円)	19,300円 (9,000円)
市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円	所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満) (～約360万円)	27,000円 (6,000円)	26,600円 (6,000円)	30,000円 (9,000円)	29,600円 (9,000円)
		97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円	所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
		所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
		所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
		所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし
" 有り(小学校3年生以下)

多子カウント年齢制限なし
" 有り(小学校就学前)

- []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。
- 給付単価を限度とする。
- 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

平成30年度における幼稚園就園奨励費補助による負担軽減の取組み

補助額 保護者負担額

階層区分ごとの補助額・保護者負担額(平均)

平均保育料(308,000円(年額))の場合の保護者負担額

【階層区分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)	
【第Ⅰ階層】□生活保護世帯	-	第1子	308,000円	
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅱ階層】 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~約270万円	第1子	272,000円	36,000円 →
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅲ階層】□市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	~約360万円	第1子	187,200円	120,800円
		第2子	247,000円	61,000円
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅳ階層】□市町村民税所得割課税額 211,200円以下世帯	~約680万円	第1子	62,200円	245,800円
		第2子	185,000円	123,000円
		第3子以降	308,000円	
上記区分以外の世帯	約680万円~	第1子	(308,000円)	
		第2子	154,000円	154,000円
		第3子以降	308,000円	

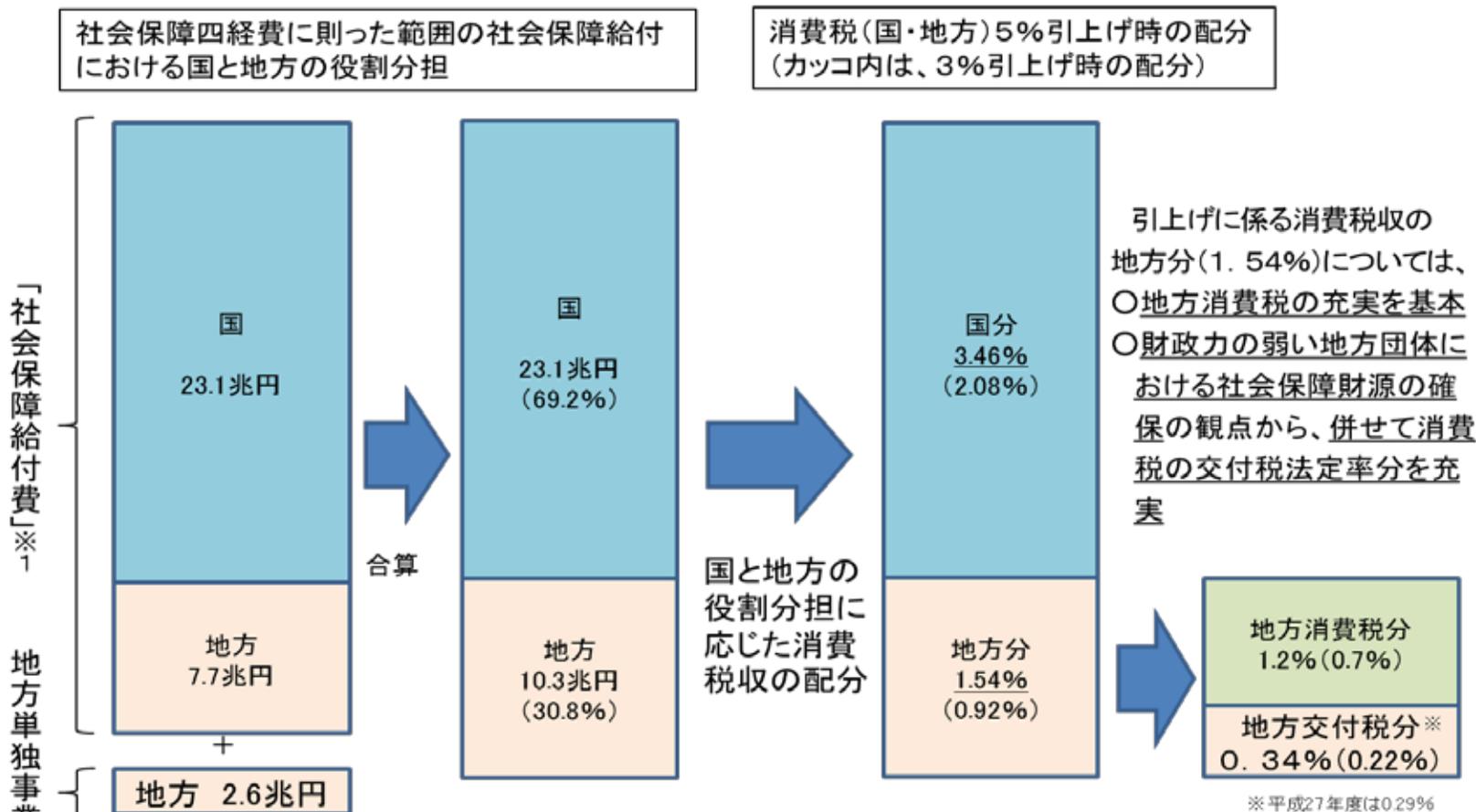
ひとり親世帯等の特例

【階層区分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)	
【第Ⅱ階層】のうち、ひとり親世帯等	~約270万円	第1~3子	308,000円	
【第Ⅲ階層】のうち、ひとり親世帯等	~約360万円	第1子	272,000円	36,000円 →
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	

社会保障と税の一体改革における国と地方の役割分担に応じた消費税収の配分

社会保障と税の一体改革において、引上げ分の消費税収(国・地方)については、一定の地方単独事業も含め、社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じて配分することとされている。

具体的には、引上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で1.54%分とされている。
地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分を充実している。

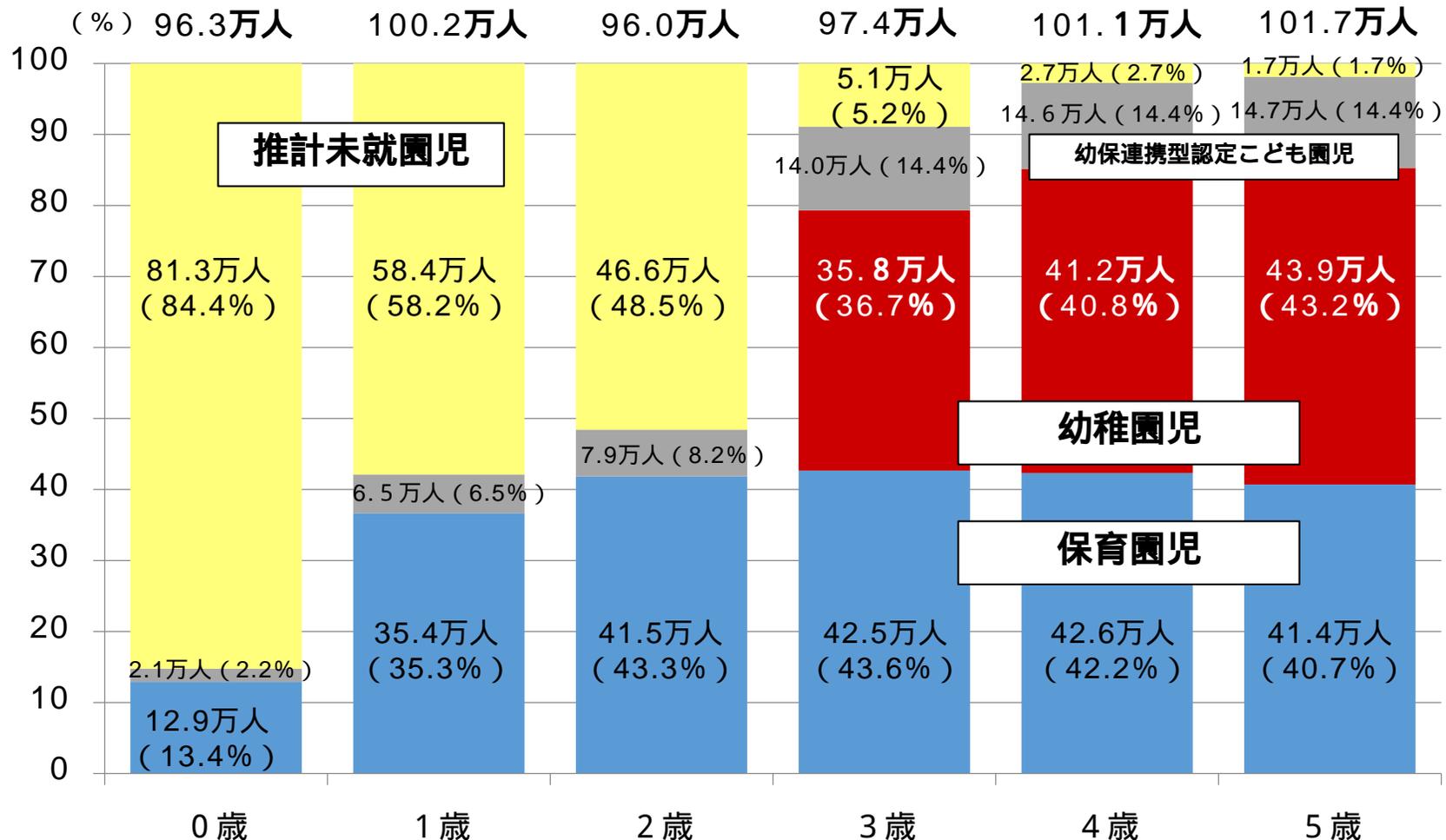


※1 「社会保障4経費(消費税対象経費)との関係での社会保障給付の整理」(12月26日「国と地方の協議の場」厚生労働省提出資料)より

※2 「地方単独事業の総合的な整理」(12月29日「国と地方の協議の場」内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料)を踏まえた整理

保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（H30）

該当年齢人口



該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成29年10月1日現在）より。

幼保連携型認定こども園の数値は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」（平成30年4月1日現在）より。

「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。幼稚園、幼稚園型認定こども園の数値は平成30年度「学校基本調査」（速報値、平成30年5月1日現在）より。特別支援学校幼稚部の数値は平成29年度「学校基本調査」（確定値、平成29年5月1日現在）より。

保育園の数値は平成30年の「待機児童数調査」（平成30年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成29年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したものである。

「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。

四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

「子育て安心プラン」

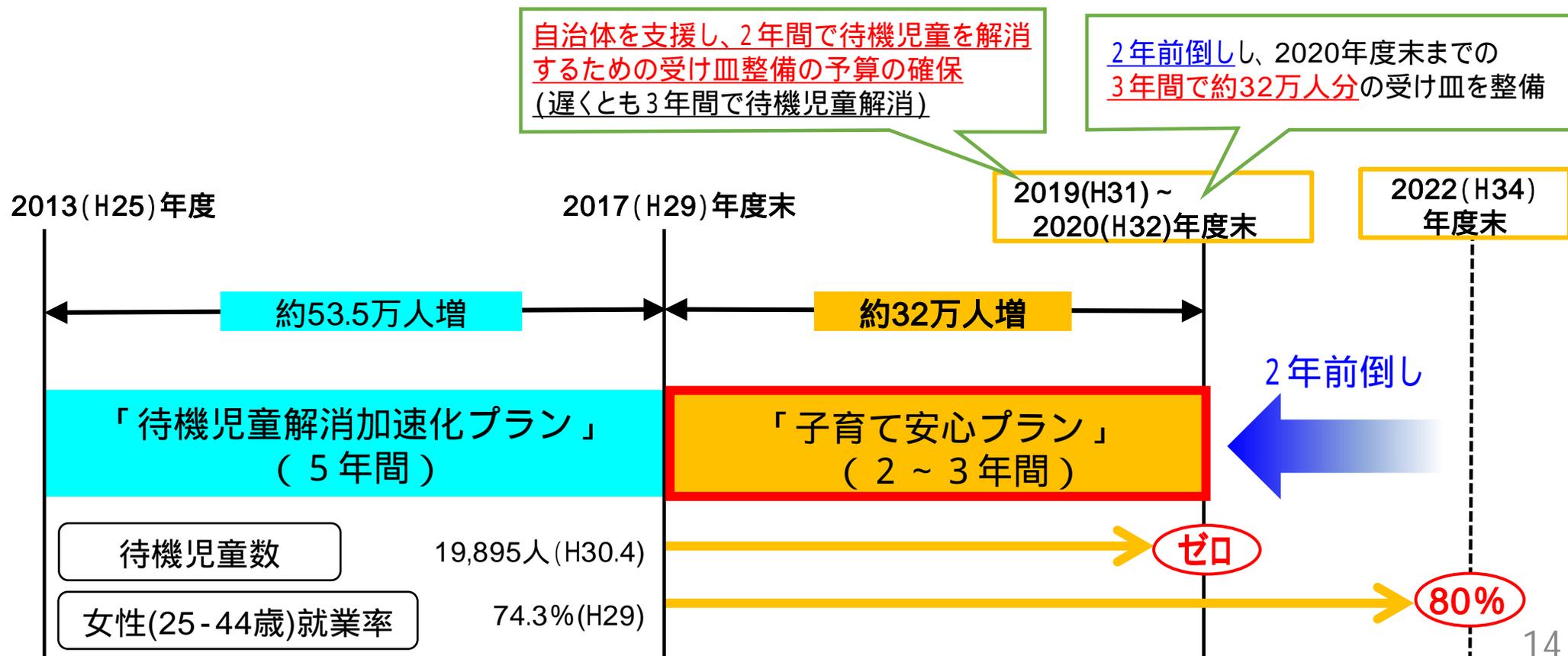
【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018（平成30）年度から2019（平成31）年度末までの2年間で確保**。（遅くとも2020（平成32）年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、2020（平成32）年度末までの**3年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備（当初5年間の計画を3年間に2年前倒し）。
（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2016）



幼児教育無償化における認可外保育施設への関与の強化（検討中）

児童福祉法に基づく都道府県の対応 （指定都市・中核市を含む）

< 位置付け >

児童の福祉の確保（安全の確保など、保育の質の確保・向上）

< 現状 >

届出の受理

児童の福祉のために実施する指導監査

（原則年1回以上の立入検査。随時の報告徴収）

改善勧告・公表、事業停止・施設閉鎖命令

認可外保育施設が守るべき基準の内容についての助言などを行う「巡回支援指導員」の配置

- * 通知で、都道府県等による立入調査に当たり、保育の実施主体である市区町村による立会い等の必要な連携を求めている。
- * 一部の都道府県では、地方自治法に基づく市町村への権限委譲や、児童福祉法の協力要請規定による市町村経由の届出受理などを実施

< 今後の方向性 >

現行法に基づく指導監督の充実等の検討

指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための支援

ベビーシッターの指導監督基準の創設の検討

事業所内保育施設（現在届出対象外）の届出対象化

無償化法案に基づく市町村の対応 （検討中の内容を含む）

< 位置付け >

保護者の経済的負担軽減措置（無償化給付）の実施

< 現状 >

（認可外保育施設に対する法的権限なし）

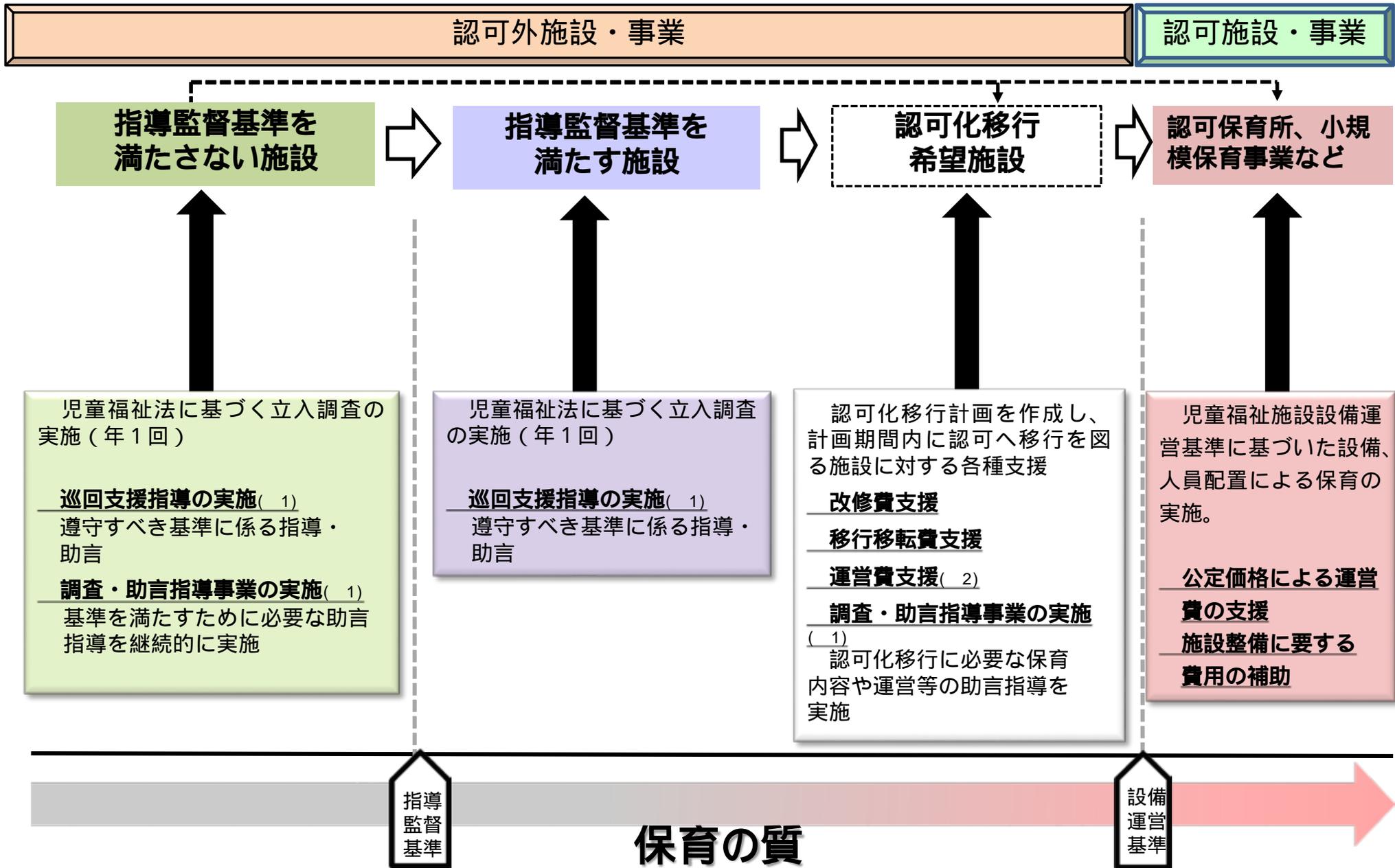
< 今後の方向性 >

無償化給付の実施主体として、

- ・ 対象施設の把握
- ・ 保護者への償還払い手続き
- ・ 給付に必要な範囲での施設への関与等について、事務負担に十分配慮しつつ、検討

都道府県と市町村の情報共有等の強化のための方策の検討

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）



児童福祉法に基づく立入調査の実施（年1回）

巡回支援指導の実施 (1)
遵守すべき基準に係る指導・助言

調査・助言指導事業の実施 (1)
基準を満たすために必要な助言指導を継続的に実施

児童福祉法に基づく立入調査の実施（年1回）

巡回支援指導の実施 (1)
遵守すべき基準に係る指導・助言

認可化移行計画を作成し、計画期間内に認可へ移行を図る施設に対する各種支援

改修費支援

移行移転費支援

運営費支援 (2)

調査・助言指導事業の実施 (1)
認可化移行に必要な保育内容や運営等の助言指導を実施

児童福祉施設設備運営基準に基づいた設備、人員配置による保育の実施。

公定価格による運営費の支援

施設整備に要する費用の補助

1 平成31年度概算要求中
2 平成31年度概算要求において、基準を満たさない施設への移行支援を拡充